

別紙3を次のとおり改め、2.を除き平成28年4月1日から適用する。

1. (1) ①イ(ロ)イ)Aのうち、「省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」の次に「(以下「6会社」という。)」を加え、「「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」を「「ETCパーソナルカード」は6会社」に改める。

1. (1) ①イ(ハ)ホ)Cのうち、「江津道路」を「一般国道9号(江津道路)(以下「江津道路」という。)」に改める。

1. (2) ②ロ(イ)のうち、「平成28年3月31日までの間」を「平成29年3月31日までの間(西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成29年3月31日までの間は、イに定める自動車のうち、一般財団法人ITSサービス高度化機構が定めるETC2.0車載器DSRC部使用規程第1条に規定する車載器DSRC部を使用し、国土交通省、6会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社(以下「国等」という。)が定める車載器のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針(以下「方針」という。)に基づき、国等に方針1.(1)に定める車載器のID付きプローブ情報の提供を行う自動車に限る。)」に改める。

1. (2) ⑤イの表中、「近畿自動車道敦賀線と京都縦貫自動車道を、近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクション(近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクションと京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジ(京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を連続して通行する場合に限る。)と京都縦貫自動車道の丹波インターチェンジを経由し連続して通行する場合(京都府道路公社が管理する丹波綾部道路のうち京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)」の項を削る。

1. (2) ⑥イのうち、「⑤」を「④」に改める。

1. (2)のうち、③を削り、④から⑱までを1ずつ繰り上げ、⑳のうち「③」を削り、「④」を「③」、「⑤」を「④」、「⑥」を「⑤」、「⑦」を「⑥」、「⑫」を「⑪」、「⑭」を「⑬」、「⑮」を「⑭」、「⑯」を「⑮」、「⑰」を「⑯」に改め、これを⑲とし、㉑を⑳に改める。

1. (4)のうち、「(均一制区間を除く。)」を「の対距離制区間」に改める。

2.のうち、「平成72年6月1日」を「平成72年5月12日」に改める。

別添5を別添5のとおり改める。

別添6を別添6のとおり改める。

別添7を別添7のとおり改める。

別添 5 一般有料道路等のキロ程 (単位：キロメートル)

京滋バイパス

								久御山	久御山淀
									2.4
									3.1
									6.7
									14.1
									20.9
									23.9

第二京阪道路

										枚方東
										2.4
										2.8
										6.6
										9.5
										10.5
										11.4

広島岩国道路

				大竹ジャンクション
				0.7
				9.0
				13.7
				16.2

八代日奈久道路

		日奈久
		5.4
		12.0

江津道路

			浜田東	浜田ジャンクション
				3.4
				9.4
				14.5

椎田道路

			椎田	椎田南
				1.7
				6.6
				8.9

宇佐別府道路

				速見
				6.3
				12.6
				17.8
				20.9

日出バイパス

	日出
	9.0

延岡南道路

	延岡南	門川
		3.7

隼人道路

		加治木
		2.5
		6.1

高松東道路

				終点
				—
				7.0
				10.4
				15.6

湯浅御坊道路

					有田南	有田
					2.7	3.9
					5.2	6.4
					9.7	10.9
					13.7	14.9
					18.2	19.4

今治小松道路

			終点
			—
			4.0
			13.0

京都縦貫自動車道

					篠	魚岡
					5.0	10.5
					—	—
					13.5	19.0
					14.8	20.3

			園部	丹波
				5.4
				—
				10.9

別添 6

A	広島岩国道路
	八代日奈久道路
	江津道路
	椎田道路
	宇佐別府道路
	日出バイパス
	延岡南道路
	隼人道路
	高松東道路
	湯浅御坊道路
	今治小松道路
	京都縦貫自動車道のうち大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間
	京都縦貫自動車道のうち千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間
	B
安来道路	
京奈道路	
長崎バイパス	
関西国際空港連絡橋	
武雄佐世保道路	
佐世保道路	
C	京滋バイパス
	第二京阪道路のうちA区間及びB区間
D	第二京阪道路のうちC区間

割引相互間の重複適用関係

	マイレージ													
大口	×	大口												
深夜	○	○	深夜											
休日	○	○	×	休日										
近乗	○	○	○	×	近乗									
近特	○	○	○	×	×	近特								
阪連	○	○	○	×	×	×	阪連							
京阪連	○	○	○	×	×	×	×	京阪連						
ネット	○	○	○	○	×	×	×	×	ネット					
京阪特	○	○	○	×	×	×	×	×	×	京阪特				
三線	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	三線			
沖特	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	沖特		
障割	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	障割	
路バス	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス

(1) 重複適用の有無

(注) 「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「近乗」、「近特」、「阪連」、「京阪連」、「ネット」、「京阪特」、「三線」、「沖特」、「障割」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、障害者割引及び乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引